

須坂市児童青少年育成委員会善行賞規程

1 目的

児童青少年育成委員（以下「育成委員」という。）は地域に住む児童青少年すべてが健やかに育つことを願い、地域や学校、家庭と連携し、非行防止に取り組んでいる。

この活動に、地域において、社会のため、また、自己啓発に努めている児童青少年を推薦しこれを賞揚する活動を加え、補導内容の充実を図るとともに家庭での親子の対話とふれあいの場を増やし、地域での更なる健全育成の推進に資することを目的とする。

2 名称および授与者

名称を「善行賞」とし、須坂市児童青少年育成委員会長を授与者とする。

3 賞揚する行為

- （１）「思いやり」「勇気」「助け合い」などを含む行為
- （２）自己啓発に努めている行為
- （３）地域社会のために奉仕している行為

4 賞揚対象者

小学生・中学生・高校生の個人及び団体

5 推薦方法

推薦については次のとおりとする。

- （１）育成委員は率先して対象者の発掘に努めるとともに、地域住民が児童青少年の善行行為を目にした時、又は、聴取した時には、その報告を受けて確認し、別紙善行賞推薦書に必要事項を具体的かつ正確に記入の上、各ブロック児童青少年育成連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に提出する。
- （２）各連絡協議会は、その報告の内容を検討し、別紙善行賞推薦書に、所見をつけて育成委員会に提出する。
- （３）提出された善行賞推薦書は、育成委員会役員会において審査決定し、須坂市児童青少年総合対策本部長に報告する。

6 賞揚方法

賞揚方法は、学校長宛に通知書を送付し次のとおりとする。

- （１）善行賞として賞状及び記念品を贈る。
- （２）団体には団体宛に、賞状及び記念品を贈る。
- （３）年２回（９月・２月）に表彰するものとする。

7 善行行為の内容（各表彰名）

- （１）奉仕賞 学校又は地域社会への奉仕活動を継続して２年以上行っている者

- (2) 親切賞 自己の利害を顧みないで人に親切な行いをしている者
- (3) 学芸賞 学業又は文化、芸術の分野において、顕著な成績を挙げ、地域社会に貢献している者
- (4) 努力賞 学校及び社会生活で特に努力している者
- (5) 挨拶賞 明るく、元気な挨拶をする運動に取り組んでいる者
- (6) その他 1～5以外で特に優れた善行があり他の模範である者

8 規程の改正

この規程は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

9 この規程に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月24日から施行する。